

証券コード 5013

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株主各位

東京都大田区千鳥2丁目34番16号

株 式 会 社 ユ シ 口

代表取締役社長 有 坂 昌 規

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁から4頁の案内に従って、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までにインターネットで議決権を行使、または議決権行使書が到着するようお手続きいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区高輪4丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階「トパーズ15」

3. 目的事項

報告事項 第92期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第92回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.yushiro.co.jp/investors/meeting>

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユシロ」又は「コード」に当社証券コード「5013」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」をご確認ください。）



・株主総会資料の電子提供制度の導入に拘らず、当社は、インターネットのご利用が難しい株主様にご不便の無いようにとの観点から、書面交付請求の有無に拘らず、本年度も従前どおり一律に株主総会資料を書面でお送りしております。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

会場は品川プリンスホテルでございます。
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

▶▶▶ インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2025年6月23日(月曜日) 午後5時30分までに、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufug.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
 0120-173-027（通話料無料） 受付時間9:00～21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願い致したいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当
1	あり さか まさ のり 有 坂 昌 規 再任	代表取締役社長
2	たか はし せい じ 高 橋 誠 司 再任	常務取締役 技術部門・生産部門 担当
3	たか くら かず とし 高 倉 一 利 再任	取締役 営業部門 担当
4	こ ばやし かず しげ 小 林 一 重 再任	取締役 南北アメリカ事業 担当
5	いし かわ たく や 石 川 拓 哉 再任	取締役 コーポレート統括部門 担当
6	なか の まさ ふみ 中 野 雅 文 再任 社外 独立	取締役

候補者番号 1 あり さか まさ のり 有 坂 昌 規 (1965年11月21日生) 所有する当社の株式数 36,300株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2010年 4 月 当社中日本統括部部長
2012年 2 月 ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
2012年 4 月 当社アセアン・インド統括責任者
ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
2013年 6 月 当社執行役員アセアン・インド統括責任者
ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
2014年 4 月 当社執行役員IL事業統括本部長
ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
2014年 6 月 当社取締役IL事業統括本部長
ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
2017年 6 月 当社常務取締役IL事業統括本部長
2020年 4 月 当社常務取締役営業統括本部長
2021年 6 月 当社専務取締役営業本部長
2022年 1 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由：有坂昌規氏は、長年当社の営業部門の責任者として会社を牽引し、また、幅広い豊富な経験及び見識をもとにアセアン・インド地域の責任者として同地域を統括し、当社グループの持続的成長に貢献してきました。また、2022年1月に代表取締役に就任して以降、当社の経営トップとしてリーダーシップを発揮し、取締役会議長としても取締役会の審議の充実等のために主導的かつ重要な役割を果たしております。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2** たか はし せい じ **高 橋 誠 司** (1967年1月10日生) 所有する当社の株式数 16,100株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社
 2006年 1 月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.出向
 2012年 2 月 当社営業部門中日本統括部部长
 2014年 4 月 当社執行役員IL事業統括本部西日本事業部長
 2016年 4 月 当社執行役員IL事業統括本部技術部門担当役員
 2016年 7 月 当社執行役員IL事業統括本部技術部門担当役員研究本部長
 2017年 6 月 当社取締役IL事業統括本部技術部門担当役員研究本部長
 2020年 4 月 当社取締役研究本部長
 2022年 3 月 当社取締役研究本部長 兼 コーポレート統括副本部長
 2022年 6 月 当社常務取締役
 コーポレート統括本部長 兼 研究本部長
 2023年 6 月 当社常務取締役技術本部長
 2025年 4 月 当社常務取締役技術部門・生産部門担当 (現任)

取締役候補者とした理由：高橋誠司氏は、アメリカ子会社での業務経験があり、長年当社の営業部門及び研究開発部門の要職に携わり、幅広く豊富な実務経験をもとに当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。2016年からは研究本部長、また2022年6月から1年間はコーポレート統括本部長も兼任し幅広い部門を担当しリーダーシップを発揮しております。今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **3** たか くら かず とし **高 倉 一 利** (1966年12月14日生) 所有する当社の株式数 4,300株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 1 月 当社入社
 2009年 4 月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.出向
 2017年 4 月 当社IL事業統括本部営業部門名古屋支店長
 2019年 4 月 当社IL事業統括本部営業部門副本部長 兼 名古屋支店長
 2020年 4 月 当社営業統括本部副本部長 兼 営業統括部長 兼 名古屋支店長
 2020年 7 月 当社執行役員営業統括本部副本部長 兼 営業統括部長
 兼 名古屋支店長
 2021年 4 月 当社執行役員営業本部営業統括部担当役員
 2022年 1 月 当社執行役員営業本部長
 2022年 6 月 当社取締役営業本部長
 2025年 4 月 当社取締役営業部門担当 (現任)

取締役候補者とした理由：高倉一利氏は、アメリカ子会社での業務経験があり、長年当社の営業部門の要職に携わり、また、2022年1月から当社営業本部長として、国内外の販売営業活動全般において豊富な経験と実績を有しております。これらの経験及び実績に鑑み、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 4 こ ばやし かず しげ 小林 一重 (1963年7月24日生) 所有する当社の株式数 4,500株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2002年 4 月 ユシロジェットケミカルズSdn.Bhd. (現 ユシロマレーシア Sdn.Bhd) 出向
2004年 9 月 ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.出向
2008年 4 月 当社営業本部営業本部室副室長
2012年 4 月 ユシロインディアカンパニーPvt.Ltd.社長
2014年 4 月 当社IL事業統括本部IL事業統括室長
2017年 7 月 当社執行役員IL事業統括本部IL事業統括室担当役員
2021年 4 月 当社執行役員南北アメリカ統括責任者
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO
クオリケムInc.CEO
2021年 6 月 当社取締役南北アメリカ統括責任者
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO
クオリケムInc.CEO
2025年 4 月 当社取締役南北アメリカ事業担当 (現任)
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO (現任)
クオリケムInc.CEO (現任)

取締役候補者とした理由：小林一重氏は、海外子会社での業務経験が豊富であり、長年当社の営業部門の要職に携わり、また、2021年4月からは南北アメリカ統括責任者として、幅広い豊富な実務経験をもとに当社のグローバル経営の推進に貢献しております。これらの経験及び実績に鑑み、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 5 ^{いし}石 ^{かわ}川 ^{たく}拓 ^や哉 (1960年7月22日生) 所有する当社の株式数 10,100株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年11月 当社入社
2017年6月 当社取締役南北アメリカ統括責任者
ユシロマニューファクチャリングアメリカInc.社長CEO
2018年8月 当社取締役南北アメリカ統括責任者
ユシロマニューファクチャリングアメリカInc.社長CEO
クオリケムInc. CEO
2021年6月 当社取締役退任
当社顧問コーポレート統括本部海外戦略担当
2022年4月 当社顧問コーポレート統括本部
エグゼクティブコーポレートアドバイザー
2023年6月 当社取締役コーポレート統括本部長
2025年4月 当社取締役コーポレート統括部門担当（現任）

取締役候補者とした理由：石川拓哉氏は、長年海外事業及び営業部門の要職に携わり、また、幅広い豊富な実務経験をもとに当社取締役、インド子会社社長、アメリカ子会社社長、南北アメリカ統括責任者を歴任し、当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。当社取締役を退任後も、コーポレート統括本部海外戦略担当、エグゼクティブコーポレートアドバイザーとして、更に2023年6月に当社取締役に再任後もコーポレート統括本部長として当社グループの持続的成長に貢献してきました。これらの経験及び実績に鑑み、取締役として当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 東洋工業(株) (現 マツダ(株)) 入社
2006年 4 月 同社執行役員防府工場長
2010年 4 月 同社執行役員広島本社工場長
2012年 6 月 同社執行役員品質本部長
2013年 6 月 同社常務執行役員商品品質・ブランド品質担当
2015年 6 月 (株)日本能率協会コンサルティング TPMコンサルティングカンパニー TPMコンサルタント
2018年 4 月 同社TPMコンサルティング事業本部 プロフェッショナルアドバイザー TPMコンサルタント
2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：中野雅文氏は、長年にわたりマツダ株式会社に於て要職を歴任後、コンサルタント業務に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識等を活かし、当社グループの経営に適切に指導・助言いただくとともに、業務執行者から独立した客観的立場から当社グループの経営を監督する役割が期待されることから、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 中野雅文氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 中野雅文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 4 当社は、「社外役員の独立性基準」（同基準は11頁から12頁記載のとおりです。）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は中野雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- 5 当社は、中野雅文氏との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額としており、本総会において、同氏の再任が承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
- 6 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D＆O保険）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約に関する事項」に記載のとおりです。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が選任されたと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考)

取締役の専門性一覧表

当社取締役会における各取締役がそれぞれ保有しているスキルは以下のとおりです。

(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

氏名	スキル						独立役員	指名委員会 報酬委員会
	企業経営	製造・ 研究開発	営業・ マーケティング	財務会計	法務	国際 ビジネス		
有坂昌規	○		○			○		○
高橋誠司	○	○	○			○		○
高倉一利	○		○			○		
小林一重	○		○			○		
石川拓哉	○		○			○		○
中野雅文	○	○				○	○	○
飯塚佳都子	○				○		○	
杉山敦子	○			○			○	
濱元伸二	○	○				○		

社外役員の独立性基準

株式会社ユシロ（以下、「当社」といいます。）は、当社における社外取締役（以下、「社外役員」とします。）の独立性の基準を以下のとおり定め、社外役員が以下の事項のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」と総称します。）の業務執行者（注1）又は過去10年間（ただし、10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行者（注2）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）又はその業務執行者

- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注4）又はその業務執行者
- ④ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ⑦ 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成（注6）を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑨ 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者又は非業務執行者）
- ⑩ 当社グループが主要株主（注7）である会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑪ 当社グループから取締役又は監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑫ 過去5年間に於いて、上記②から⑪までのいずれかに該当していた者
- ⑬ 上記①から⑫までのいずれかに該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ⑭ その他当社グループと実質的な利益相反関係が生じる恐れのある者

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じるもの及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称します。）をいいます。

注2 非業務執行者とは、非業務執行取締役、監査役又は会計参与（本基準において「非業務執行者」と総称します。）をいいます。

注3 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの製品若しくはサービスの提供額が、当該会社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。

注4 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループからの製品若しくはサービスの提供額が、当社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。

注5 多額とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入の2%以上であることをいいます。

注6 一定額を超える寄付又は助成とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える寄付又は助成をいいます。

注7 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する株主をいいます。

注8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員等の上級管理職にある使用人をいいます。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国新政権の関税政策による影響、中国経済の低迷、長期化する海外の紛争など先行きが不透明な状況が続いております。また日本経済においては、米国の政策動向や海外景気の下振れリスクが我が国の実体経済に与える影響に十分注意していく必要があります。

このような状況下、当社においては、今年度よりスタートさせた中期経営計画『EXPLORER PLUS』のもと、安定成長と収益性の向上に取り組んでおります。主要顧客である自動車メーカー・自動車部品メーカー向け製品につきましては、様々なコスト上昇要因に対する採算の確保に取り組むとともに、EV化・顧客のESG志向の進行を見据えた新製品の拡販・投入を推進しております。非自動車分野につきましては、需要増が見込まれる航空機分野の拡大や、新商材であるヒカリアクション・自己修復性素材の事業化といった長期テーマにも取り組んでおります。

当連結会計年度における売上高は、日本国内における販売は伸び悩みましたが、南北アメリカが堅調だったことなどにより、前期比4.8%増の55,512百万円となりました。営業利益は、特に海外において原材料を始めとした製造コストが抑えられたことや、為替換算の影響もあって前期比40.1%増の5,068百万円となりました。経常利益は、為替差益の計上がなくなりましたが、持分法投資利益が増加したこと等により前期比31.7%増の6,096百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益を計上したこと等により前期比43.4%増の4,315百万円となりました。

セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日) (至 2024年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日) (至 2025年 3 月31日)		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
日 本	19,607 百万円	37.0 %	19,433 百万円	35.0 %	△0.9 %
南 北 ア メ リ カ	20,679	39.1	22,593	40.7	+9.3
中 国	6,050	11.4	6,220	11.2	+2.8
東南アジア／インド	6,648	12.5	7,264	13.1	+9.3
合 計	52,985	100.0	55,512	100.0	+4.8

セグメント別営業利益

区 分	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日) (至 2024年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日) (至 2025年 3 月31日)		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
日 本	592 百万円	14.5 %	814 百万円	14.6 %	+37.6 %
南 北 ア メ リ カ	2,633	64.3	3,476	62.1	+32.0
中 国	218	5.3	538	9.6	+145.9
東南アジア／インド	651	15.9	768	13.7	+18.0
調 整 額	△477	—	△529	—	—
合 計	3,619	100.0	5,068	100.0	+40.1

(日本)

品質問題に端を発した自動車メーカーの生産減から回復が遅れたことなどによりわずかに減収となりましたが、価格改定や原価低減に努めた結果、増益となりました。

(南北アメリカ)

堅調なアメリカ経済に支えられ、北米、メキシコでの販売が堅調に推移したことなどにより増収となり、さらに原価低減活動などにより原材料費が抑えられたことや、為替換算の影響もあって、増益となりました。

(中国)

EV化の進行による日系自動車メーカーの生産台数減の影響は続いていますが、昨年上期の底を脱してからは回復傾向にあり、固定費削減も進んだことから、増収・増益となりました。

(東南アジア／インド)

一部の地域において、ローン金利上昇等による自動車販売の低迷の影響は続いていますが、新規拡販や輸出の増加、原価低減の効果もあって、増収・増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、生産設備の合理化・研究開発機能の充実・強化のほか基幹システム構築に伴う投資などを行い、全体で1,071百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2025年度は米国新政権の関税政策の大幅な変化、それに伴うインフレ進行の懸念、為替レートの急激な変動など世界の経済状況は大きな変化が予想されます。そのため主要顧客である自動車会社及び自動車部品メーカーでは生産拠点のシフトなど様々な変化、日本においてもインフレの進行・人件費の上昇などのコストアップ要因の継続が想定されます。

このような状況下、昨年度より進行中の第20次中期経営計画「EXPLORER PLUS」の2年目として、E V化・顧客のE S G志向の進行を見据えた新製品の投入・拡販、実績化が進んでいるヒカリアクション・自己修復性素材の事業化、また内部体制についてもサステナビリティ施策の推進などを着実に進め、以下の課題に取り組むことで、中期計画での目標水準の達成に尽力します。

- ① 原材料価格変動に対する対応
 - 新たなコスト上昇に対する顧客との交渉による適正な価格転嫁の実施
 - サステナブルな原材料調達（海外拠点を含めた原材料調達の効率化、内製化）
- ② 金属加工油剤の販売拡大
 - 自動車業界隣接分野（E V含む）及び他市場への参入・販売拡大
 - 航空機、医療、半導体などの非自動車分野に向けた高付加価値製品の販売拡大
- ③ 市場開拓
 - シクロデキストリン誘導体の機能性添加剤としての販売先拡大と量産体制確立
 - ヒカリアクション機能を付与した防コケ・防カビ剤、機械冷却液など特色ある製品の販売拡大
 - 鉄道車両洗浄及び床用ガラスコーティング剤の販売拡大
- ④ E S G戦略の推進
 - サステナビリティ推進委員会の取り組みによる全社サステナビリティ活動の推進
 - E S G推進項目のK P I化と目標設定

金属加工油剤の国内トップシェア企業として積み重ねてきた技術力、徹底した顧客ファーストの姿勢、そしてグローバル展開を活かし、グループ一丸となって上記課題に取り組む企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、ユシログループに対してこれまでと変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (2021年度)	第 90 期 (2022年度)	第 91 期 (2023年度)	第 92 期 (2024年度)
売 上 高 (百万円)	37,686	46,794	52,985	55,512
経 常 利 益 (百万円)	1,543	1,442	4,628	6,096
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	273	898	3,010	4,315
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	20.07	66.04	221.20	317.94
総 資 産 (百万円)	51,085	56,283	62,169	63,404
純 資 産 (百万円)	33,868	36,984	42,633	44,970

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (2021年度)	第 90 期 (2022年度)	第 91 期 (2023年度)	第 92 期 (2024年度)
売 上 高 (百万円)	15,576	17,650	20,919	20,976
経 常 利 益 (百万円)	300	1,267	2,659	1,893
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△292	1,538	3,297	2,587
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△21.50	113.03	242.31	190.65
総 資 産 (百万円)	33,122	36,692	40,212	39,915
純 資 産 (百万円)	20,003	21,264	25,090	26,141

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

名 称	資本金又は 出資金	当社の出資 比率 (%) (間接所有を含む)	主要な事業内容
(連結子会社)			
ユ シ ロ 運 送 (株)	37百万円	100.0	運 送 業
ユ シ ロ ・ ゼ ネ ラ ル サ ー ビ ス (株)	20百万円	100.0	倉 庫 管 理 業
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.	5百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ク オ リ ケ ム Inc.	3百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロブラジルインダストリアケミカルtda.	5百万R\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロメキシコ S. A. de C. V.	9百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
上海尤希路化学工業有限公司	8百万US\$	55.0	金属加工油剤の製造販売
ユ シ ロ マ レ ー シ ア Sdn.Bhd.	6百万RM	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユ シ ロ (タイランド) Co.,Ltd.	142百万THB	100.0	金属加工油剤の製造販売
サイアムシー・ビー・ケミカル Co.,Ltd.	129百万THB	100.0	化 学 薬 品 の 販 売 等
ユシロインディアカンパニーPvt.Ltd.	648百万Rs	100.0	金属加工油剤の製造販売
PT. ユ シ ロ イ ン ド ネ シ ア	7百万US\$	85.0	金属加工油剤の製造販売
(持分法適用関連会社)			
如東尤希路化学工業有限公司	5百万US\$	50.0	金属加工油剤の製造販売
汎 宇 化 学 工 業 (株)	9,438百万W	37.8	金属加工油剤の製造販売
三 宜 油 化 股 份 有 限 公 司	29百万NT\$	37.5	金属加工油剤の製造販売

(注) 1 ユシロ運送(株)は、2025年4月1日付でトランスケム(株)に名称変更しております。

2 如東尤希路化学工業有限公司は2025年3月31日付で連結の範囲から除外し、持分法の範囲に含めております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区 分	主 要 な 事 業 内 容
日 本	金属加工油剤・化学薬品・ビルメンテナンス製品の製造販売
南 北 ア メ リ カ	金属加工油剤の製造販売
中 国	金属加工油剤の製造販売
東 南 ア ジ ア / イ ン ド	金属加工油剤の製造販売、化学薬品の販売等

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本 社 テクニカルセンター	東京都大田区
	神 奈 川 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	神奈川県高座郡寒川町
	工 場 名古屋テクニカルセンター	愛知県名古屋市
	兵 庫 庫 工 場 富 土 工 場 大 船 工 場	兵庫県神崎郡福崎町 静岡県駿東郡小山町 神奈川県鎌倉市
	支店・営業所 東 京 支 店 名 古 屋 支 店 大 阪 支 店 北 海 道 営 業 所 北 東 営 業 所 北 関 東 営 業 所 浜 松 営 業 所 福 島 営 業 所 広 島 営 業 所 九 州 営 業 所	東京都大田区 愛知県名古屋市 大阪府枚方市 北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県小山市 静岡県浜松市 広島県福山市 広島県広島市 福岡県福岡市
	ユ シ ロ 運 送 (株)	静岡県駿東郡小山町
	ユ シ ロ ・ ゼ ネ ラ ル サ ー ビ ス (株)	静岡県駿東郡小山町
	ユシロマニファクチャリングアメリカInc. ク オ リ ケ ム Inc.	米国インディアナ州シェルビービル市 米国バージニア州セイラム市
	ユシロドブラジルインダストリアケミカルtda.	ブラジル国サンパウロ州カサパバ市
	ユ シ ロ メ キ シ コ S. A. de C. V.	メキシコ国グアナファト州
連 結 子 会 社	上 海 尤 希 路 化 学 工 業 有 限 公 司	中国上海市宝山区
	ユ シ ロ マ レ ー シ ア Sdn.Bhd.	マレーシア国セランゴール州プチョン
	ユ シ ロ (タ イ ラ ン ド) Co.,Ltd.	タイ国チョンブリ県
	サイアムシー・ビー・ケミカルCo.,Ltd.	タイ国チョンブリ県
	ユ シ ロ イ ン デ ィ ア カ ン パ ニ ー Pvt.Ltd.	インド国ハリヤナ州グルグラム
	PT. ユ シ ロ イ ン ド ネ シ ア	インドネシア国西ジャワ州カラワン県
	如 東 尤 希 路 化 学 工 業 有 限 公 司	中国江蘇省南通市如東県
持 分 法 適 用 関 連 会 社	汎 宇 化 学 工 業 (株)	韓国ソウル特別市
	三 宜 油 化 股 份 有 限 公 司	台湾台北市

- (注) 1 ユシロ運送(株)は、2025年4月1日付でトランスケム(株)に名称変更しております。
2 如東尤希路化学工業有限公司は2025年3月31日付で連結の範囲から除外し、持分法の範囲に含めております。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数（名）	前期末比増減数（名）
日 本	429	△25
南 北 ア メ リ カ	266	+11
中 国	114	—
東 南 ア ジ ア / イ ン ド	160	+6
合 計	969	△8

（注） 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,880
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,721
株 式 会 社 横 浜 銀 行	343
株 式 会 社 静 岡 銀 行	287
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	168
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	131

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,180,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,514,520株（自己株式 385,545株を除く）
- (3) 株主数 6,343名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,360	10.06
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,057	7.82
ユ シ ロ 化 学 工 業 取 引 先 持 株 会	992	7.34
ス ズ キ 株 式 会 社	549	4.06
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	518	3.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	475	3.52
ユ シ ロ 化 学 工 業 従 業 員 持 株 会	459	3.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	316	2.33
長 瀬 産 業 株 式 会 社	243	1.80
今 川 和 明	209	1.55

(注) 1 千株未満は切り捨てて表示しております。

2 当社は、自己株式385,545株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有 坂 昌 規	
常 務 取 締 役	高 橋 誠 司	技術本部長
取 締 役	小 林 一 重	南北アメリカ統括責任者 ユシロマニューファクチャリングアメリカInc.社長CEO クオリケムInc.CEO
取 締 役	高 倉 一 利	営業本部長
取 締 役	石 川 拓 哉	コーポレート統括本部長
取 締 役	中 野 雅 文	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 塚 佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 ウェルネオシュガー(株)社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	杉 山 敦 子	公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役 富士興産(株)社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	瀧 元 伸 二	

- (注) 1 取締役の中野雅文、飯塚佳都子及び杉山敦子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、瀧元伸二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3 監査等委員杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 当社は、取締役の中野雅文、飯塚佳都子及び杉山敦子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額であります。

(3) 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員。

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D＆O保険）を保険会社との間で締結しております。これは、役員等が直面する損害賠償リスクを低減し、役員等が委縮することなく経営に専念することを目的としております。保険料は、当社が全額負担しております。被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれない措置を講じております。

なお、当事業年度において、本保険契約の対象となる損害賠償請求を受けた実績はございません。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬額等の決定に関する基本方針

当社取締役会は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の報酬額等の決定に関する基本方針及び取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針について決議しております。

当社取締役の報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上のモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものを基本方針としております。また、更なる企業価値向上を目指し、株主様と目線を合わせ、株主利益と連動させるために、株式報酬も取締役報酬の一部として今後も付与していく方針です。

② 基本報酬（金銭報酬）の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬であり、過去の支給実績、役位、個々の職責、在任期間、他社水準及び会社業績等を総合勘案し決定します。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、金銭報酬の業績連動報酬等の導入については今後の検討課題とし、導入する際は株主総会に付議し、金銭報酬の承認を得る方針です。非金銭報酬等は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象とし、譲渡制限付株式を割り当てるも

ので、これを今後も継続する方針です。尚、譲渡制限付株式の割当は、第87回定時株主総会で承認された上限額の範囲内で7月の取締役会で決定致します。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個別の取締役の報酬の決定につきましては、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に決定するために、任意の報酬委員会を設置し、中長期業績、経済情勢、役位、在任年数、他社動向、過去の支給実績等を勘案し、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬案を当該委員会で協議作成し、取締役会で承認を得て決定します。翌事業年度の取締役個人別の報酬等の内容の決定については、報酬委員会が上述の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬案を協議作成し、その報酬案を基に取締役会にて決定します。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が上述の決定方針との整合性を含めた多角的検討を行った上で、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で作成した取締役個人別の報酬案を基に取締役会で決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第83回定時株主総会において年額2億6千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額6千万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第83回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

⑥ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	166 (15)	148 (15)	—	17 (—)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (18)	30 (18)	—	0 (—)	4 (2)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。
- 2 非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、原材料価格高騰による業績への影響に鑑み、当事業年度は、割り当てを中止しております。
- 3 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
- 4 上記支給人員及び報酬等の額には、2024年6月25日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
- 5 上記支給額のほか、2024年6月25日開催の第91回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を退任取締役（監査等委員）1名に対し6百万円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額6百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役の重要な兼職先は、22頁「3. 会社役員に関する事項(1)取締役に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
中 野 雅 文	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回出席し、豊富な知識経験から経営上有用な発言を適宜行うとともに、当社グループの経営に対し独立した客観的立場から監督を行い、その職責を果たしております。 なお、指名及び報酬委員会の委員長として適正かつ円滑な議事運営に努め、客観的立場から積極的に助言・提言を行っております。

③ 社外取締役（監査等委員）の当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
飯 塚 佳都子	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、監査等委員会には17回中17回出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地に基づく有用な発言を適宜行うとともに、当社グループの経営に対し独立した客観的立場から監査・監督を行い、その職責を果たしております。
杉 山 敦 子	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、監査等委員会には17回中17回出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づく有用な発言を適宜行うとともに、当社グループの経営に対し独立した客観的立場から監査・監督を行い、その職責を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(注) 2024年6月25日開催の第91回定時株主総会において八重洲監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	八重洲監査法人	EY新日本有限責任監査法人	支払額合計
① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円	—	40百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円	2百万円	42百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額としては、これらの合計額を記載しております。

2 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、及び報酬見積の算出根拠などについて必要な検証を行い、それらについて充分性を確認いたしました。

その上で、財務部等の社内関係部署からの報告などを含めて報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人が所要の監査体制と監査時間を確保し適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査等委員会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりであります。

① 当社経営理念

当社は創業以来、「共々の道」という理念を掲げ、事業に取り組んでおります。これは、企業は社会と共に、お客様と共に、さらには社員と共に歩んでこそ株主に繋がる皆様のためになり、企業価値向上に繋がるという考えであります。

この不易の理念を踏まえ、当社は次の三つの経営理念を定めております。

- (a) お客様に最良の商品とサービスを提供する。
- (b) 事業の発展を通じ、企業価値の永続的な向上を図る。
- (c) 社員が思う存分にその能力を発揮できる活力ある職場を作る。

② 内部統制システムの基本方針

- (a) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「ユシログループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、「倫理規範」及び「行動基準」等の規定を定める。
 - (ロ) 当社の監査等委員及び監査室は、当社及び当社子会社に対する監査を実施する。
 - (ハ) 内部統制委員会の中にコンプライアンス諮問機関を設置し、各部署及び当社グループの各社にコンプライアンス担当者及び責任者を配置することにより、コンプライアンス活動を推進する。
- (二) 各部署の業務や使用人の役職等に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (ホ) 外部の専用通報窓口及び監査等委員会に直接通報することができる内部通報制度を整備し、かつ内部通報委員会を設置し、不祥事の未然防止、早期発見及び再発防止を図る。
- (ヘ) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求拒絶の姿勢を明確にし、これらを徹底する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録のほか、各取締役が稟議規定等に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定に従い、文書又は電磁的記録として、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧することができる。

(c) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(イ) 当社及び当社子会社の経営上の重要事項に関して、取締役会規定等に基づき当社の取締役会その他の重要な会議に付議し、リスクを評価、検討した上で決定する。

(ロ) リスク管理に関する取り組みを推進する担当役員を任命し、当該担当役員を中心に、リスク情報を収集・評価し、重大なリスクについては速やかに担当部門に対策を指示すると共に、その進捗状況をモニタリングする。

(ハ) 大規模自然災害や感染症等の会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える不測の事態や危機の発生に備え、「事業継続計画（ＢＣＰ）」を定め、これを当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知し、事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。

(d) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、将来の事業環境を踏まえ、三事業年度を期間とするグループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、事業年度ごとに予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社の各部門は、当該目標達成に向けた具体的な目標を事業年度ごとに立案し、これを実行する。

(ロ) 当社は、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるために、当社取締役会により策定された中期経営計画に基づき、当社子会社ごとの業績目標と予算の設定を行い、その進捗等を管理すると共に、当社から当社子会社に対して助言・指導等を行う。

(ハ) 当社は、毎月１回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督を行うと共に、監査等委員は、監査等委員でない取締役の職務執行を監査・監督する。

(ニ) 取締役会の機能強化及び経営効率の向上を図るために、業務執行取締役及び執行役員は、情報共有と意見交換を目的とした会議を月１回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項について十分な討議を行う。

- (ホ) 当社は、取締役会の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規定のほか、組織規定等を制定すると共に、社内規定に基づいて権限の委譲を行い、取締役が職務を効率的に執行できるようにする。
- (e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社子会社の経営について、その自主性を尊重しつつも、当社子会社の経営上の重要事項に関しては、「親子会社間の承認・報告に関する規定」に基づき当社取締役会の事前承認又は当社取締役会への報告等を求めると共に、当社子会社から事業計画及び業務執行の状況等の報告を定期的に受け、当社子会社の業務の適正性を確認する。
- (ロ) 監査等委員及び監査室は、当社子会社の監査及び調査を実施する。
- (ハ) 当社子会社に対する当社の企業行動憲章、倫理規範及び行動基準等の周知徹底に努め、当社の企業倫理及びコンプライアンスの教育・啓蒙・浸透を図る。
- (二) 当社子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、そのリスクに対应的確に対応できる体制を整える。
- (f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務は、監査室がこれを補助する。監査室の使用人の人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を要するものとすると共に、人事考課は監査等委員会が行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (ロ) 監査室は、監査等委員会直属の部門とし、監査室の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う。
- (g) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員でない取締役は、取締役会において、担当業務の執行状況について定期的に報告する。
- (ロ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員又は監査室が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、当該調査等に適切に協力する。
- (ハ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある

る事実が発見された場合、監査等委員会に対して直ちに報告する。

(二) 監査室及び内部統制部門は、監査等委員会に対して、当社及び当社子会社の内部監査の進捗、結果その他活動状況について定期的に報告する。

(ホ) 当社及び当社子会社の内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について、監査等委員会に対して適宜報告する。

(h) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して周知徹底する。

(i) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に必要な費用を請求したときは、担当部署において審議の上、適切かつ迅速にこれに応じるものとする。

(j) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は、代表取締役及び役付取締役並びに会計監査人と意見交換する。

(ロ) 当社は、監査等委員会が、監査等委員の職務の執行のために必要な外部専門家の利用を求めた場合、その費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

(a) 「ユシログループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、代表取締役社長のコミットメントを宣言するとともに、当社並びに子会社に周知・展開し、これを実践しております。

(b) 取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を含む）による自己評価に基づく取締役会の実効性の分析・評価を年1回行っています。

(c) 取締役と執行役員は、取締役会以外に最低月1回集合し、情報共有と意見交換を行い、職務の執行を迅速かつ効率的に行うようにしています。

(d) 内部統制委員会を設置し、内部統制の推進、コンプライアンス体制の整備と推進、

リスク管理体制の整備と推進を進めています。

- (e) 「財務報告に係る内部統制」については、財務部長をプロセスオーナー事務局長とし、重要な業務プロセスについて9名のプロセスオーナーと事務局1名を選任し運用しています。また、「財務報告に係る内部統制システム」の内部監査については12名の内部監査人と内部監査人兼事務局1名を選任し監査を行っています。

② コンプライアンス体制

- (a) コンプライアンスに係る教育について、新たに入社した使用人に対する研修の一環としてコンプライアンス研修を実施いたしました。また、eラーニングシステムを利用し、使用人それぞれの職制に応じた研修コースを計画的に受講させ、コンプライアンスの啓発を推進しております。
- (b) 内部通報制度としては「内部通報制度運用規程」を制定した上、内部通報委員会を設置し、匿名性が担保できる社外通報窓口として「ユシロヘルプライン」、及び社内通報窓口として「監査等委員直通ホットライン」を置き、運用しています。

③ リスク管理体制

リスクアセスメントに基づき、影響の大きい30のリスクをコントロールするための活動を継続しています。また、このリスクアセスメントにて抽出された情報セキュリティ・リスクについて、「情報セキュリティ基本方針」に基づき「情報資産脆弱性一覧」を作成し、リスクを低減するための対策を継続しています。また、当事業年度は全事業所、事業継続計画（BCP）に基づき安否確認システムの訓練を行いました。

④ 子会社の業務の適正の確保

- (a) 国内外の子会社に対し、その取締役及び使用人等が法令及び定款に従って職務を執行していることを定期的に調査・確認しております。
- (b) 「親子会社間の報告・承認規定」に定められた子会社の重要事項について、子会社は当社の取締役または取締役会の承認を受ける、または当社の取締役または取締役会へ報告する体制を整備しています。
- (c) 当事業年度は経営企画部を中心に、各子会社への営業支援及び生産技術支援を行い、事業展開の強化と管理を行いました。また、連結決算の正確性の確保、早期化のため財務部員が子会社の連結パッケージ作成の指導を行いました。
- (d) 当社と子会社間の取引については、取引価格基準を決め、親子関係を利用した利益移転等を自主的に規制し、公正な価格での取引を推進しています。

⑤ 監査等委員会による監査に関する取り組み

当社は監査等委員会設置会社であり、国内全事業所と全事業部門並びに国内子会社を対象に往査またはリモート監査を実施しています。

当事業年度はこれらに加えて、内部統制の有効性・実効性を監査するため、タイにある子会社2社及びベトナムにある子会社について往査を実施し、またインド及びインドネシアにある子会社についてはリモート監査を実施し、経営者との情報交換・意見交換を行いました。なお、監査結果は取締役会にて報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主や対象会社が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大規模買付提案に係る条件よりも有利な条件をもたすために大規模買付提案者との協議・交渉を行うことを必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、自動車業界とその関連業界及びビルメンテナンス業界に対して高品質の製品と技術サービスを提供することで、ユーザー各社から高い信頼を得ている専門メーカーです。特に主力となる金属加工油剤関連事業においては、主要ユーザーである自動車業界の海外進出にもグループ各社を通じて対応する等国内外において展開を拡大しつつあります。これらを踏まえ、当社は、当社の企業価値の源泉が、長年にわたって独自に蓄積してきたノウハウ及び株主の皆様、従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社の利害関係者との良好な関係性にあると考えております。したがって、大規模買付行為を行う者が、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えています

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、上記の基本方針を実現するために、以下のような活動に取り組んでおります。

1. IR活動

- (1) 機関投資家・アナリスト向けに、適宜、対面もしくはオンラインにてIR面談を実施
- (2) 本決算終了後、ホームページ上で社長が決算の概要説明を実施

2. 中期経営計画の推進による企業価値の向上策

(1) 第20次中期経営計画『EXPLORER PLUS』の基本方針

(a) 収益基盤の安定

- ・日本・アメリカ・中国でのEV向け製品の本格投入
- ・東南アジア、インドでの成長市場のフォロー
- ・既存のICE向けの販売は採算重視で展開

(b) 注力分野での事業推進

- ・顧客のCO2排出削減のテーマにマッチする製品の展開
- ・洗濯槽クリーナーの販路拡充
- ・シクロデキストリン誘導体、ヒカリアクション関連製品のラインナップ拡充

(c) サステナビリティの推進

- ・2023年度に設定したサステナビリティ基本方針に基づくデータの整理
- ・データに基づく経営陣による達成度の評価

(2) 財務戦略

中長期的な企業価値向上そして持続的な成長に必要な設備、研究開発及び新規事業への投資として本中期経営計画期間は営業キャッシュ・フローの半分を投資などに充て、成長機会を探索しつつ、必要資金を超える部分は、適宜株主還元し、連結ROE 10%以上達成を目標とします。

(3) 株主還元方針

企業価値向上と持続的な成長に繋がる投資を優先的に実行することが結果としてステークホルダー共通の利益に資するとの考えに加え、株主に対する利益還元についても経営の重要施策とし、安定的・持続的に配当を行い、連結配当性向30%以上を方針としま

す。さらに、余剰資金が発生した場合は自社株の購入も株主還元の選択肢の一つとします。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年6月25日開催の第91回定時株主総会において、従前の当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を継続することを株主の皆様にご承認いただきました。（以下、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記の基本方針に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、上記に記載の基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社の株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切なものによって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付提案がなされた際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、株主の皆様がかかる大規模買付提案に応じるべきか判断したりするために必要かつ十分な情報及び時間を確保すること、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付提案者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。
(https://www.yushiro.co.jp/hubfs/pdf/news/20240522_taiou.pdf)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、まさに上記当社の基本方針に沿うものです。特に本プランについては経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）の要件を充足していること、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容及び近時の裁判例の動向等を踏まえていること、第91回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い企業価値諮問委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず企業価値諮問委員会の判断を経ることが必要とされていること、企業価値諮問委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

企業価値向上と持続的な成長に繋がる投資を優先的に実行することが結果としてステークホルダー共通の利益に資する考えに加え、株主に対する利益還元についても経営の重要施策とし、安定的・持続的に配当を行うことを方針とし配当性向を30%以上とします。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき68円とさせていただきます。また、中間期において、中間配当金1株につき30円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき98円となります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定める旨を定款第33条に定めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,694	流 動 負 債	13,478
現 金 及 び 預 金	12,380	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,950
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,929	短 期 借 入 金	4,928
製 品	2,876	リ ー ス 債 務 金	107
商 半 製 品	27	未 払 金	1,167
材 品	145	未 払 法 人 税 等 金	348
原 材 料	4,989	賞 与 引 当 金	427
貯 蔵 品	78	役 員 賞 与 引 当 金	3
そ の 他 金	1,299	そ の 他	1,544
貸 倒 引 当 金	△32		
固 定 資 産	31,709	固 定 負 債	4,955
有 形 固 定 資 産	10,785	長 期 借 入 金	604
建 物 及 び 構 築 物	3,796	リ ー ス 債 務 金	315
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,367	繰 延 税 金 負 債	2,548
工 具、器 具 及 び 備 品	324	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,168
土 地	5,163	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	121
建 設 仮 勘 定	46	資 産 除 去 債 務 金	11
	87	長 期 預 り 保 証 金	186
無 形 固 定 資 産	5,980		
の れ	1,787		
顧 客 関 連 資 産	2,074	負 債 合 計	18,433
技 術 資 産	593	純 資 産 の 部	
商 標 権	520	株 主 資 本	37,368
借 地 権	339	資 本 金	4,249
ソ フ ト ウ ェ ア	94	資 本 剰 余 金	3,931
そ の 他	570	資 本 剰 余 金	29,777
投 資 そ の 他 の 資 産	14,943	自 己 株 式	△589
投 資 有 価 証 券	5,584	その他の包括利益累計額	6,065
関 係 会 社 株 式	5,787	その他有価証券評価差額金	2,433
関 係 会 社 出 資 金	1,786	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,771
長 期 前 払 費 用	81	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△139
退 職 給 付 に 係 る 資 産	341	非 支 配 株 主 持 分	1,536
繰 延 税 金 資 産	108		
保 険 積 立 金	686		
そ の 他 金	579		
貸 倒 引 当 金	△11		
資 産 合 計	63,404	純 資 産 合 計	44,970
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	63,404

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,512
売上原価		38,115
売上総利益		17,396
販売費及び一般管理費		12,328
営業利益		5,068
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	362	
持分法による投資利益	729	
その他の	184	1,276
営業外費用		
支払利息	62	
為替差損	89	
その他の	96	248
経常利益		6,096
特別利益		
関係会社株式売却益	133	133
特別損失		
持分変動損失	4	
固定資産廃棄損	39	43
税金等調整前当期純利益		6,186
法人税、住民税及び事業税	1,632	
法人税等調整額	△50	1,582
当期純利益		4,604
非支配株主に帰属する当期純利益		288
親会社株主に帰属する当期純利益		4,315

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,657	流 動 負 債	10,031
現金及び預金	3,465	支払手形	353
受取手形	1,011	買掛金	3,126
商品及び製品	4,182	短期借入金	3,990
半製品	1,055	1年内返済予定の長期借入金	938
原材料及び貯蔵品	133	リース負債	6
貸倒引当金	1,318	未払金	463
	1,490	未払法人税等	160
	△0	未払従業員預り金	403
		賞与引当金	378
		備関係支払手形	37
		その他	172
固 定 資 産	27,257	固 定 負 債	3,742
有 形 固 定 資 産	7,050	長期借入金	604
建物	1,270	関係会社長期借入金	500
構築物	460	リース負債	16
機械装置及び運搬具	384	退職給付引当金	1,129
工具、器具及び備品	202	役員退職慰労引当金	112
土地	4,711	資産除去負債	11
リース資産	21	長期預り保証金	186
無 形 固 定 資 産	635	繰延税金負債	1,182
ソフトウェア	88		
その他の資産	547	負 債 合 計	13,774
投 資 そ の 他 の 資 産	19,570	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,584	株 主 資 本	23,693
関係会社出資	11,293	資 本 本 金	4,249
関係会社長期貸付金	1,137	資 本 剰 余 金	3,994
従業員に対する長期貸付金	236	資 本 本 準 備 金	3,994
破産更生債権等	0	利 益 剰 余 金	16,039
長期前払費用	1	利 益 準 備 金	394
保険積立金	81	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,645
長期差入保証金	686	特 定 資 産 圧 縮 積 立 金	376
前払年金費用	22	別 途 積 立 金	6,400
貸倒引当金	486	繰 越 利 益 剰 余 金	8,868
	51	自 己 株 式	△589
	△11	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,447
		その他有価証券評価差額金	2,447
資 産 合 計	39,915	純 資 産 合 計	26,141
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,915

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,976
売上原価		15,627
売上総利益		5,348
販売費及び一般管理費		4,769
営業利益		579
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,444	
家賃・施設賃貸収入	8	
その他の	32	
営業外費用		1,485
支払利息	52	
コミットメントファイ	3	
保険解約損	2	
為替差損	52	
その他の	60	
経常利益		172
特別利益		1,893
関係会社株式売却益	1,067	
税引前当期純利益		1,067
法人税、住民税及び事業税	385	
法人税等調整額	△12	
当期純利益		2,960
		373
		2,587

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ユシロ
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 齋 藤 勉
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 小山田 英 二

業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 中 耕太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユシロの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユシロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ユシロ
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 齋 藤 勉
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 小山田 英 二

業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 中 耕太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユシロの2024年4月1日から2025年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社ユシロ 監査等委員会

監 査 等 委 員 飯 塚 佳 都 子 ㊞

監 査 等 委 員 杉 山 敦 子 ㊞

監 査 等 委 員 濱 元 伸 二 ㊞

(注) 監査等委員飯塚佳都子及び杉山敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主様との懇談会のご案内

株主総会終了後に株主懇談会を開催させていただきます。

日頃お目にかかることの少ない株主の皆様から、さまざまな貴重なご意見を賜りたく、軽食を準備してお待ち申し上げております。

短時間ではありますが、弊社役員とご歓談いただきまして、弊社へのご理解を一層深めていただければと願い、ここにご案内申し上げます次第でございます。

株主の皆様方におかれましては大変ご多忙の折、恐縮ではございますが、是非ともご出席賜りますようお願い申し上げます。

以 上

株主総会・株主懇談会会場ご案内略図

場所 品川プリンスホテル メインタワー

東京都港区高輪4丁目10番30号

株主総会 15階「トパーズ15」

株主懇談会 12階「シルバー12」



〔交通〕

- ・JR「品川」駅（高輪口）または京浜急行「品川」駅下車 徒歩：約3分

〔お願い〕

- ・当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで15階までお越しください。お手荷物等は2階クロークにお預けください。なお、当日の受付は15階の会場受付で行います。
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

